



経済産業省 緊急事態措置・まん延防止等の重点措置の影響緩和に向けて

『月次支援金』が創設されました

道は、6月20日に緊急事態宣言を解除し、札幌市内を措置区域とするまん延防止等重点措置を7月11日まで実施すると発表しました。中小企業を取巻く経営環境は引続き予断を許さない状況が続くものと思われまます。今回は、経済産業省と道の支援金についてご案内いたします。

【月次支援金】

概要	○2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。 ○月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます。		
要件1	① 緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛の影響を受けていること。	且つ	② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同じ月と比べ50%以上減少していること。
要件2	上記要件1の①と②を満たせば「業種」「地域」を問わず給付対象となります。		
給付額	中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上		
申請期間	4月分/5月分：2021年6月16日から8月15日 6月分：2021年7月1日から8月31日 ※原則、対象月の翌月から2か月間が申請期間となります。		

※詳細は以下のウェブサイトをご参照下さい。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

経済産業省ホームページ>新型コロナウイルス感染症関連>月次支援金

北海道 国の「月次支援金」を受けられなかった事業者は『道特別支援金B』を

【道特別支援金B】

概要	4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。		
要件1	時短対象飲食店等との取引がある事業者。※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者。	または	外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者。※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者。
要件2	2021年4月から2021年6月のいずれかの月の売上が対前年比または前年同月比で30%から50%未満減少。		
給付額	中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円		
申請受付期間(予定)	2021年7月2日から9月30日		

※詳細は以下のウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

北海道ホームページ>経済部>地域経済局中小企業課>道特別支援金について